

茨 監 第 3 7 9 号

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

様

茨木市監査委員	美 田 憲 明
同	伊 藤 真 紀
同	河 本 光 宏
同	安孫子 浩 子

茨木市職員措置請求に関する監査の結果について（通知）

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき平成 2 5 年 7 月 2 日付けで提出された標記の請求について、監査した結果を同条第 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第1 茨木市職員措置請求（以下「請求」という。）の受付

1 請求人

住所（略）

氏名（略）

2 茨木市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の提出 措置請求書の提出日は、平成25年7月2日である。

3 請求の内容

請求人提出の措置請求書による請求の要旨及び措置要求は次のとおりである。

（1）請求の要旨

水路上において、事実上占用実態があるにもかかわらず、条例等に基づく事務手続等がなされていないため、下水道課（水路係）による本来行われるべき占用料の徴収事務が行われていない。

上中条一丁目6番25号における占用においては、請求人による茨木市への実態についての通報後、市側が行うべき改善着手のために必要な期間を考慮しても、改善が見られないことは、管理の放置と言わざるをえない。

以上から、地方自治法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」に該当すると思われる。

（2）措置請求

当該占用部分については、速やかに占用に関する事務手続を行い、その占用料の徴収を行うことを請求する。

（3）措置請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）

① 現場所在図（上中条一丁目）及びその附近の写真（2枚） 1件

② 茨木市下水道条例の一部抜粋（第28条及び第29条） 1件

③ 茨木市法定外公共物管理条例の一部抜粋（第2条から第8条まで） 1件

4 請求の要件審査

請求は、形式上、所定の要件を備えているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨及び陳述の内容から、事実証明書の写真中点線で囲まれている部分（以下「本件水路占用部分」という。）に自転車及び原動機付自転車が駐車されており、本件水路占用部分が不法占用されているとして、下水道課へ通報したが、同課の職員がそれを放置し、現在も不法占用状態であることから、水路占用に関する事務手続上の水路管理の懈怠及び不法占用に係る損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の不行使、すなわち、違法又は不当に財産の管理を怠る事実がある旨主張しているものと解される。したがって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるのかどうかを監査対象事項とすべきものとした。

2 監査対象部課

建設部 下水道課

3 請求人の証拠の提出及び陳述並びに関係職員の陳述聴取

- (1) 措置請求書及び事実証明書の内容に関して、関係書類の提出を求め、調査した。
- (2) 平成25年7月17日に、請求人に対し法第242条第6項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人の出席を得て実施した。請求人は、陳述において請求の要旨の補足を行った。
- (3) 平成25年7月17日に、関係職員（建設部長、同部下水道課長、同課水路係長）から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

- (1) 本件水路占用部分について
 - ① 本件水路占用部分は、茨木市上中条一丁目28番1の一部であり、茨木市が所有している土地である。なお、上中条一丁目6番25号は、本件水路占用部分の西側に隣接した土地の建物の町名、街区番号及び住居番号である。
 - ② 本件水路占用部分は、茨木市内水路網図に記載されている水路「小川」上にある。
 - ③ 本件水路占用部分に縞鋼板が敷かれている。また、その上に自転車及び原動機付自転車が駐車されているが、いつからこのような状態になったのかは、不明である。
- (2) 水路占用許可等について
 - ① 茨木市法定外公共物管理条例（平成16年茨木市条例第23号。以下「管理条例」という。）は、茨木市が権原に基づき管理する公共の用に供する下水道法（昭和33年法律第79号）が適用される下水道及び河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川以外のもの（ため池、堤、用排水路等でこれらと一体をなしている施設を含む。）を水路等とし、認定外道路を含め、法定外公共物と定義し、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めている（管理条例第1条及び第2条）。
 - ② 法定外公共物の占用（法定外公共物の敷地に工作物、物件又は施設を設け、継続して法定外公共物を使用することをいう。）をしようとする者は、茨木市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年茨木市規則第5号）で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない（管理条例第6条）。
 - ③ 市長は、法定外公共物の占用に係る行為が、法定外公共物の管理に重大な支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められるときに限り、占用の許可をすることができ、必要な条件を付することができる（管理条例第7条及び第14条）。
 - ④ 市長は、占用の許可を受けた者から占用料を徴収することができ（管理条例第8条）、占用料の額、徴収方法等は、茨木市道路占用料等徴収条例（平成16年茨木市条例第24号。以下「徴収条例」という。）に定められている。

市長は、法定外公共物の占用につき、管理条例第6条第1項の規定による許可を受けた者から法定外公共物占用料を徴収し、その占用料の額は、例えば水路に出入口としての通路を設置する場合は、占用面積1平方メートルにつき1年で3,000円である（徴収条例第3条第3項及び別表）。

⑤ 本件水路占用部分について、占用の許可は、申請されていない。

(3) 経過について

関係職員によれば、経過は以下のとおりである。

- ・平成24年7月26日 請求人から、下水道課へ、本件水路占用部分について、不法占用であるとの通報があり、下水道課職員が対応した。
- ・平成24年9月18日 再び、請求人から、下水道課へ、本件水路占用部分について、不法占用であるとの通報があり、下水道課職員が対応した。
- ・平成24年11月19日 下水道課職員による現地調査が行われた。
(現地写真あり。本件水路占用部分に自転車2台及び原動機付自転車1台が駐車されていた。)
- ・平成24年12月4日 下水道課職員による現地調査が行われた。
(現地写真あり。本件水路占用部分に自転車2台及び原動機付自転車1台が駐車されていた。)

※ 平成24年11月19日及び同年12月4日以外にも、下水道課職員による現地調査が行われたということであるが、その記録はない。

※ 本件水路占用部分の縞鋼板は、本件水路占用部分の北側及び南側に架けられている通路橋の間を覆うように敷かれている。これらの通路橋は、茨木市上中条一丁目28番7の土地及び建物の所有者（以下「土地等所有者」という。）が、進入路として設置したものである。このことから、本件水路占用部分についての指導等は、土地等所有者に対して行われた。

- ・平成25年7月16日 下水道課職員が、土地等所有者に対し、本件水路占用部分について、自転車及び原動機付自転車並びに縞鋼板の撤去を求めた。
- ・平成25年7月25日 下水道課職員が、土地等所有者に対し、本件水路占用部分について、自転車及び原動機付自転車並びに縞鋼板の撤去を通告した。

(4) 現地確認について

監査委員事務局職員が、現地確認を行った。

- ・平成25年8月6日 本件水路占用部分は、自転車、原動機付自転車等が駐車できないように措置されていた。また、駐車しないように呼びかける注意文が、近くの木に固定されていた。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の対象

住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理又は処分」、「契約の締結又は履行」、「債務その他の義務の負担」、「公金の賦課又は徴収を怠る事実」、「財産の管理を怠る事実」を対象としている。

なお、請求人は、水路管理の懈怠を主張しているが、水路の管理行為は、管理条例に基づく水路行政上の行為であるといえ、住民監査請求の対象と解されている財務会計上の行為には当たらないといえる。

(2) 財産の管理を怠る事実

① 類似事例

本件請求の類似事例として、たばこ、清涼飲料水等の商品製造業者が自動販売機を都道にはみ出して設置し、これによって東京都は都道の占用料相当額の損害を被ったとして、東京都の住民が、東京都に代位して、商品製造業者に対し、その損害賠償、不当利得返還を請求した住民訴訟で、平成16年4月23日の最高裁判決では、「(商品製造業者は)自動販売機を都道にはみ出して設置した日から撤去した日までの間、何らかの占有権原なくこれらの自動販売機を設置してはみ出し部分の都道を占有していたのであるから、東京都は、被上告人らに対し、上記各占有に係る占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得したものである」とされている。

また、同判決は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める法第240条、地方自治法施行令(以下「法施行令という。」)第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができるものとされている(法施行令第171条の5第3号)」とした。

② 本件水路占用部分

水路不法占用に係る損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の不行使は、財産の管理を怠る事実であるといえる。

本件水路占用部分については、占用許可なく縞鋼板が敷かれ、また、自転車及び原動機付自転車が駐車されていることから、損害賠償請求又は不当利得返還請求は可能であると考えられる。

しかしながら、法施行令第171条の5などに鑑みれば、地方公共団体は、その有する債権を行使することに経済合理性がないと認められる場合には、これを行使しないことができるものとするのが法の趣旨であると解され、本件水路占用部分については、水路不法占用状態の始期の特定を含め債権額の

確定が困難であり、また、損害賠償請求又は不当利得返還請求の場合は、民事訴訟によらなければ強制的な徴収は不可能であることから、事務負担等を勘案すると、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の不行使は、違法であるということとはできない。

下水道課職員の土地等所有者に対する指導等が行われた結果、本件水路占用部分は、自転車、原動機付自転車等が駐車できないように措置されており、水路不法占用状態について、一定の改善が見られた。

本来、本件水路占用部分について、損害賠償請求又は不当利得返還請求をすべきであったが、水路不法占用の課題は、水路の不法占用を放置することにより、水路の機能に支障が出るという望ましくない状況を解消することであり、現状の改善を優先して問題解決を図ったことにより、少なくとも水路不法占用を構成する無断駐車とされる状態は、実態として排除されている。

よって、本件水路占用部分について、違法、不当に財産の管理を怠る事実があるとまではいえない。

以上、本件請求には理由がないと判断する。

付 記

なお、水路不法占用については、管理条例に基づき水路不法占用者への状況に応じた実効性のある指導、措置対策を講じられるよう要望したことを付言する。